

公益財団法人群馬県防犯協会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県防犯協会定款第15条第3項及び第34条第3項の規定に基づき、公益財団法人群馬県防犯協会(以下「本協会」という。)役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、賞与を支給しない。
- 4 役員等には、退職慰労金を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、一人年額690万円以下とし、常勤役員の報酬月額は、報酬月額表(別表第1)のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 新たに就任した常勤役員の当月の報酬は、就任日から日割り計算により、常勤役員が退職したときは、同様に退職日までを支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

- 2 常勤役員に支給する通勤手当は、公共交通機関利用の場合は、定期券又は回数券の実費額とし、自動車等利用の場合は、自動車等利用における通勤手当支給額表(別表第2)によるものとする。
- 3 常勤役員が新たに就任又は退任した場合の通勤手当支給額は、前条第2項の例による。

(費用)

第7条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

2 役員等による費用負担の算出基準については、公共交通機関の場合は、その実費額、私有車両利用の場合は、1キロメートル当たり25円及び有料道路の実費額とする。

3 役員等が、その職務執行に当たり費用負担を生じた場合は、職務執行に伴う負担費用請求書(別表第3)により理事長に請求するものとする。

(公表)

第8条 本協会は、この規程をもって、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

報 酬 月 額 表

号 俸	報酬月額
1号俸	300,000円
2号俸	350,000円
3号俸	400,000円
4号俸	450,000円
5号俸	500,000円
6号俸	510,000円
7号俸	520,000円
8号俸	530,000円
9号俸	540,000円
10号俸	550,000円

別表第2（第6条関係）

自動車等利用における通勤手当支給額表

区 分	支 給 額
自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満の常勤役員	2,000円
自動車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の常勤役員	4,100円
自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満の常勤役員	6,500円
自動車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の常勤役員	8,900円
自動車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の常勤役員	11,300円
自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の常勤役員	13,700円
自動車等の使用距離が片道30キロメートル以上の常勤役員	16,100円

